

船舶事故調査報告書

令和3年7月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和2年8月10日 08時00分ごろ～10時00分ごろの間）
発生場所	不明（青森県中泊町小泊漁港小泊地区西方沖）
事故の概要	漁船第八勝運丸は、無人の状態 <small>しやうらん</small> で漂流しているところを発見され、船長が行方不明となり、後日、死亡認定された。
事故調査の経過	令和2年8月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で行方不明となったため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八勝運丸、2.2トン AM3-31020（漁船登録番号）、個人所有 9.10m（Lr）×2.08m×0.60m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数60、昭和58年12月10日
乗組員等に関する情報	船長 85歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月4日 免許証交付日 平成27年12月25日 （令和3年10月12日まで有効）
死傷者等	行方不明 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風力 4、視界 良好 海象：波向 南南西、波高 約1.0m、潮流 約1.0ノットの東流、海面水温 約22℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、令和2年8月10日02時30分ごろめばる一本釣り漁を行う目的で小泊漁港小泊地区（以下「小泊漁港」という。）を出港し、小泊漁港西方10海里付近の漁場に到着した後、操業を開始した。 船長は、08時00分ごろ、船長の家族に携帯電話で電話を掛け、プロペラに本船のものではない漁網が巻き付いたので取り外し作業を始め、同作業終了後に再度連絡する旨を知らせた。 本船の付近で操業していた複数の僚船の乗組員は、09時00分～

	<p>10時00分ごろ、漂流している本船を目撃した。</p> <p>船長の家族は、10時00分ごろ、船長から連絡がなかったので船長の安否が心配になり、船長の携帯電話に電話を掛けたところ、呼出音が聞こえるものの応答を得られず、その後も、何度か電話を掛けることを繰り返したが、船長からの応答を得ることはなかった。</p> <p>船長の家族は、本船の所在を確認する目的で、自宅付近の小高い丘に登り、12時00分ごろ、小泊漁港付近を見下ろしたが、本船が見当たらず、帰宅した。</p> <p>漂流中の本船を目撃した僚船船長の1人は、操業を終えて帰航中、本船の様子に違和感があったことが思い出されて気になり、船長の携帯電話に何回か電話を掛けたが応答がなかったので船長の安否が心配になり、帰港後、船長の自宅を訪れたところ、船長の家族から船長と連絡が取れなくなった経緯^{いきまつ}を聞いた。</p> <p>船長の家族から経緯^{いきまつ}を聞いた僚船船長は、漁業無線機による本船の呼び出しを試みたが、応答を得られなかったので、所属する漁業協同組合（以下「漁協」という。）に船長と連絡が取れなくなった旨を知らせた。</p> <p>漁協は、公益社団法人日本水難救済会青森支所小泊救難所に連絡し、漁協組合員に招集をかけ、13時45分ごろ海上保安部に船長と連絡が取れなくなった旨を通報し、14時00分ごろ僚船5隻を出港させて捜索を開始した。</p> <p>本船は、15時20分ごろ、大間港西北西方付近を捜索していた僚船により発見され、巡視船及び巡視艇で駆けつけた海上保安官により、無人状態であること並びに船長の携帯電話、救命胴衣及び潜水用ゴーグルが船内に残されていることが確認され、その後、巡視船により小泊漁港に向けてえい航されたものの、11日01時00分ごろ、青森県外ヶ浜町^{そとがはま}所在の龍飛埼^{たつび}北西方8km付近において、えい航索が外れて行方不明となった。</p> <p>船長及び本船は、僚船、海上保安庁所属の巡視船及び航空機等による捜索が行われたものの、発見されなかった。</p> <p>船長は、後日、死亡認定により死亡届が受理され、除籍された。 (付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)</p>
その他の事項	<p>船長は、昭和58年から本船に乗船していた。</p> <p>船長に持病はなかった。</p> <p>船長は、船長の家族に見送られた際、ふだんと変わらず健康そうに見え、黒色のトレーナー及びジャージのズボンを着用し、長靴を履き、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船が小泊漁港を出港した後、船長を目撃した者はいなかった。</p> <p>漁協担当者は、本船の船内に救命胴衣及び潜水用ゴーグルが残されていたので、船長は、海中に潜ってプロペラに絡んだ漁網を外そうと</p>

	<p>考えていたが、その前に、舷外に身を乗り出してプロペラに絡んだ漁網を外そうとした際、落水したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>漁協担当者によれば、組合員が自船のプロペラに異物が絡んで僚船に応援を求めることはよくあることだが、船長が僚船に応援を求めなかった理由に心当たりのある組合員はいなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、行方不明となり、後日、死亡認定された。</p> <p>船長は、08時00分ごろ船長の家族と携帯電話で通話した後、10時00分ごろ、船長の家族が船長の携帯電話に電話を掛けても応答せず、また、本船が小泊漁港西方沖の漁場において複数の僚船により漂流しているところを目撃されていたことから、この間において、本船が同漁場で漂流中、落水したものと推定される。</p> <p>船長は、船長の家族にプロペラに絡まった漁網を外す作業を行う旨を連絡していたこと及び本船船内に潜水用ゴーグルが残されていたことから、舷外に身を乗り出してプロペラに絡んだ漁網を外そうとした際、落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が漂流中、船長が落水したことにより発生したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独で操業する漁船の船長は、プロペラに異物が絡んで運航不能となった時には、僚船等に応援を求めること。

付図1 事故発生場所概略図

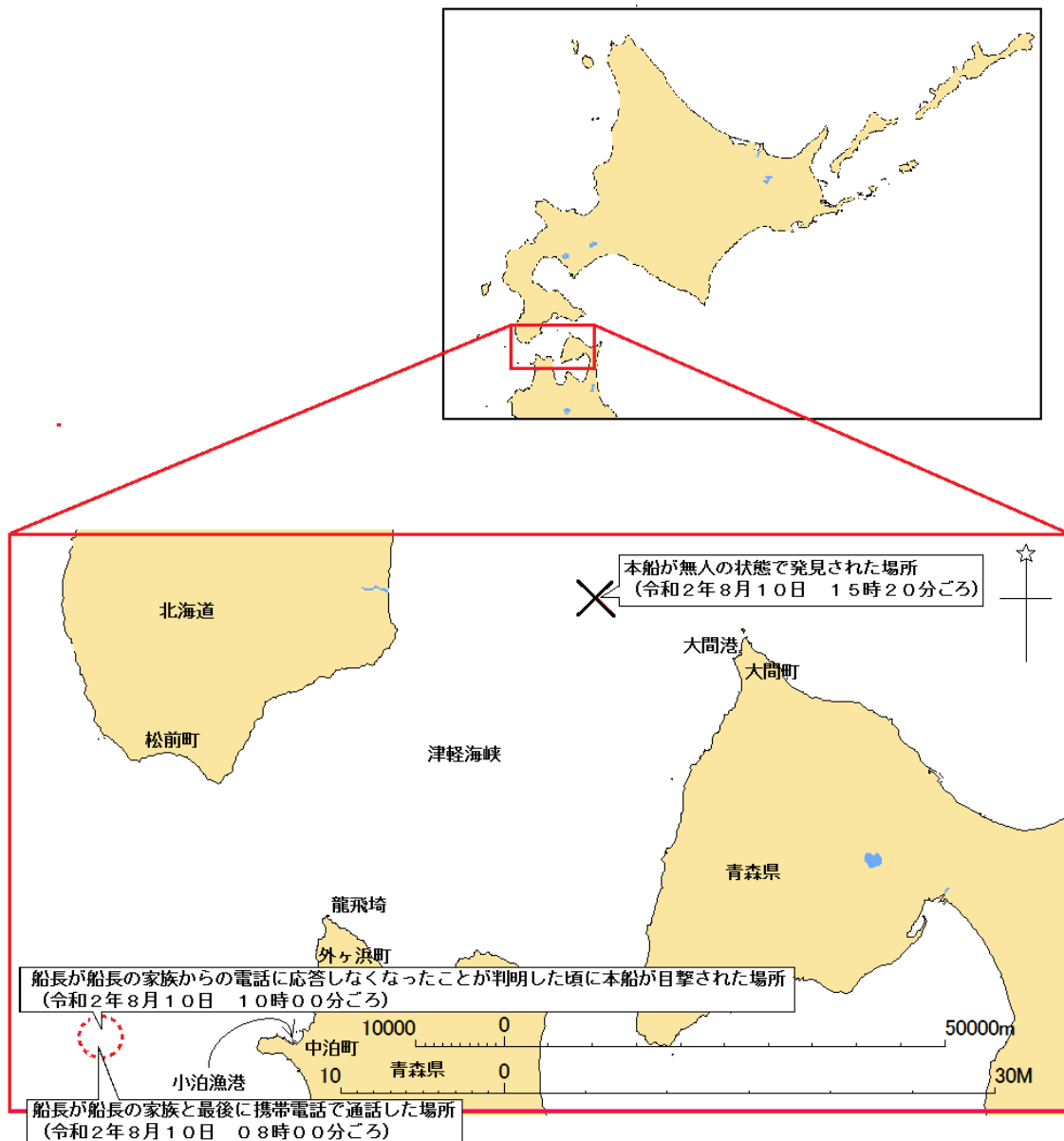


写真1 本船



(小泊漁業協同組合提供資料)